

産業医制度等に係る見直しについて



厚生労働大臣は、平成 29 年 2 月 22 日に、労働政策審議会に対し、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会で審議が行われ、平成 29 年 3 月 13 日、同審議会から、妥当であるとの答申がありました。

厚生労働省は、この答申を踏まえて速やかに省令の改正作業を進めます（平成 29 年 3 月公布、平成 29 年 6 月 1 日施行予定）。

《省令案のポイント》

(1) 健康診断の結果に基づく医師等からの意見聴取に必要となる情報の医師等への提供

事業者は、各種健康診断の有所見者について医師等が就業上の措置等に関する意見具申を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を当該医師等から求められたときは、これを提供しなければならないこととする。

(2) 長時間労働者に関する情報の産業医への提供

事業者は、毎月 1 回以上、一定の期日を定めて、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、その超えた時間が 1 月当たり 100 時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならないものとする。

(3) 産業医の定期巡視の頻度の見直し

少なくとも毎月 1 回行うこととされている産業医による作業場等の巡視について、事業者から毎月 1 回以上産業医に所定の情報が提供されている場合であって、事業者の同意がある場合には、産業医による作業場等の巡視の頻度を、少なくとも 2 月に 1 回とすることを可能とする。

当社では、労働安全衛生規則に基づく作業環境測定において、長年の実績があります。作業環境測定は労働者の健康障害を防止するために有効な方法の 1 つです。何かご不明な点等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 29 年 3 月 13 日付 厚生労働省ホームページ

分析技術箇所 佐藤亮平